

グリーティング

2022年になりましたが、コロナがずっと蔓延しているので、新しい年を迎え祝う気持ちは半減しています。—— 去年(こぞ)今年 つらぬく棒の ときもの —— 高浜虚子のこの句がコロナのせいでしょうか、今年は妙にじっくりきます。年頭は新しい年を祝うのですが、今年は晴れやかな気持ちになれないままお正月を過ごしました。年末のインドネシアの地震やブラジルの洪水、そして新年が明けてまもなく、南太平洋トンガの海底火山の噴火など、自然の驚異を目の当たりにして、人間の無力さを痛感しています。コロナもそうですが、全て自然災害。人類がどんなに力を結集させても、どうしてもできない大きな壁があるように思います。自然破壊による開発や未開の地への進出など、そろそろあきらめる時期でしょうか。せめて、今ある自然を子供たちへ残すため、私たちこそ自然の一部になれるよう心がけたいものですね。 S. K



無事を願って魔除けを飾りました

技工情報

◎チタンクラウン鑄造冠の保険導入について

2020年6月より、チタンクラウン鑄造冠が保険の対象になりました。

但し、条件として、大白歯のみとなり、単冠での製作となります。



臨床例②—チタン鑄造コーピングを応用したコンボジットレジン前装金属冠



臨床例③—チタン鑄造コーピングを応用した陶材焼付鑄造冠



歯科鑄造用チタン合金の保険適用について

(厚労省 令和2年告示第227号より)

1. 保険適用日 2020年6月1日
2. 材料名 純チタン2種
3. 実施上の留意事項、材料点数
 - (1) 純チタン2種の全部金属冠により大白歯の歯冠修復を行った場合は、区分番号「MO15-2」に掲げるCAD/CAM冠に準じて算定する。
(準用技術料) MO15-2 CAD/CAM冠 1,200点
 - (2) 使用歯科材料料 66点
4. 材料価格算定に関する留意事項
全部金属冠による歯冠修復を目的として大白歯に使用した場合に限り算定できる。
5. 特定保険医療材料の定義
次のいずれかに該当すること
 - (1) 薬事承認又は承認上、類別が「歯科材料(1) 歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鑄造用チタン合金」であること。
 - (2) JIS H4650 第2種に適合するものであること。
 - (3) 大白歯の全部金属冠による歯冠修復に用いるものであること。
6. その他
 - (1) 5月13日の中央社会保険医療協議会(中医協)総会資料にある金属アレルギーを有する患者などに関する記載はない。
 - (2) 鑄造用ではなくCAD/CAM用の材料を用いた場合は保険算定できない。

保険の対象としては、大白歯の単冠のみとなりますが、同じ、チタン合金で、レジン前装冠、陶材焼付鑄造冠、それらを含むブリッジの製作も可能となります。

◎歯科用チタン合金の特性

1) 融点

純度により、多少差がありますが、一般的には、1670℃前後と高い材料となります。

2) 酸化や酸素の固溶

高温での酸素との親和性が非常に高い為、表面に強固な反応層を形成します。

この反応層を除去すれば、金合金のタイプⅢ、Ⅳに匹敵する材料特性を有します。

3) 比重

非常に軽く4.5で、金合金の1/4、Co-Cr合金の約1/2

4) 耐食性

酸素の存在する環境で表面に緻密で安定な不働態被膜を形成します。

この被膜により、金合金に匹敵する高い耐食性を示します。